

平成28年第2回市議会定例会 付議案件一覧
(3月14日追加提案分)

平成28年3月14日現在

議案案件 26件 (条例議案=1件、単行議案=25件)

質問案件 6件 (人権擁護委員=6件)

請願 1件

◎ 以下の表の右欄「ページ」に「※」を付したものの本文は、議会事務局で閲覧できます。

● 議案案件

○ 条例議案 1件

頁

	議案第66号	都城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	
1	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、条例による傷病補償年金と同一の事由により厚生年金法による障害厚生年金等が併給される場合における、条例による傷病補償年金の調整率等について、所要の改正を行うもの		1

○ 単行議案 25件

頁

	議案第67号	議決事項の変更について	
2	平成26年6月20日に議決された議案第69号「都城市公共下水道中央終末処理場の建設工事委託に関する基本協定の締結について」に関して、協定の金額を議案のとおり変更するため、議会の議決を求めるもの		5
3 26	議案第68号～ 議案第91号	都城市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求ることについて	※

● 質問案件 6件

頁

27 32	質問第1号～ 質問第6号	人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求ることについて	※
---------------	-----------------	-------------------------------	---

○ 請願1件

頁

33	請願28第1号	年齢層に応じた防災教育の推進に関する請願書	11
----	---------	-----------------------	----

議案第 66 号

都城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

都城市消防団員等公務災害補償条例（平成 18 年条例第 258 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 28 年 3 月 14 日提出

都城市長 池田 宜永

都城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

都城市消防団員等公務災害補償条例（平成18年条例第258号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項の表中「0.86」を「0.88」に、「0.91（第1級又は第2級」を「0.92（第1級」に、「0.90」を「0.91」に改め、同条第5項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の都城市消防団員等公務災害補償条例附則第5条第2項及び第5項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

議案第 67 号

議決事項の変更について

平成 26 年 6 月 20 日に議決された議案第 69 号「都城市公共下水道中央終末処理場の建設工事委託に関する基本協定の締結について」の一部を下記のとおり変更する。

平成 28 年 3 月 14 日提出

都城市長 池田 宜永

記

協定の金額を次のように改める。

3 協定の金額 428,900,000 円

議案第67号関係資料

議案第69号

都城市公共下水道中央終末処理場の建設工事委託に関する基本協定の締結について

都城市公共下水道中央終末処理場建設工事の委託に伴い、次のとおり基本協定を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年条例第63号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成26年6月2日提出

都城市長 池田 宜永

1 協定の目的 都城市公共下水道中央終末処理場建設工事委託

2 協定の方法 隨意契約

3 協定の金額 508,120,000円

4 協定の相手方 東京都文京区湯島二丁目31番27号
日本下水道事業団
理事長 谷戸 善彦

都城市公共下水道中央終末処理場の建設工事委託

1 事業計画概要（中央処理区）

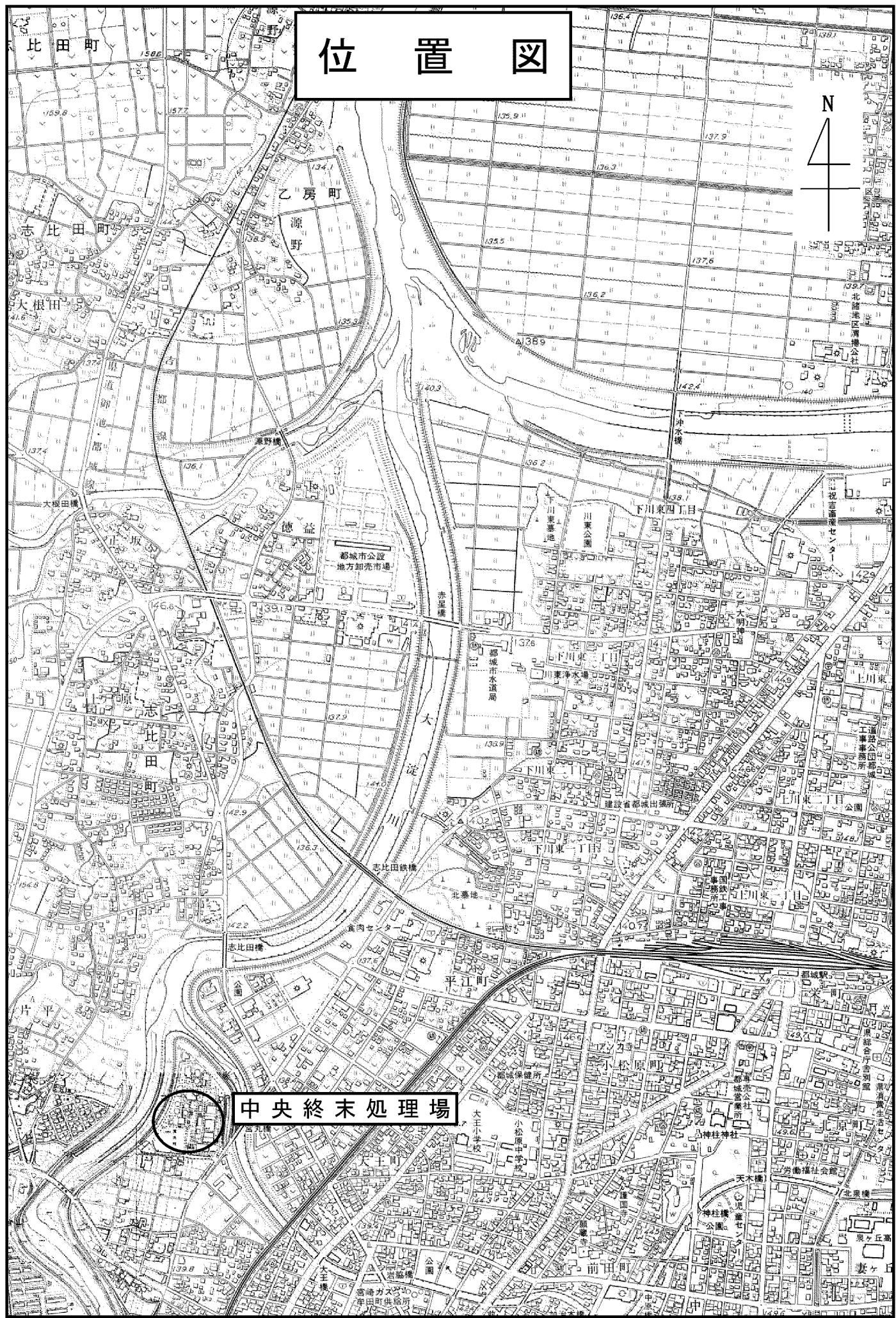
項目	全体計画	事業計画
計画目標年度	平成32年	平成29年
計画区域(ha)	728.0	620.3
計画人口(人)	22,600	20,100
処理能力(m ³ /日)	21,200	21,200

2 工事概要

- | | | |
|--------------|----------|----|
| 1) 最初沈殿池施設 | 土木工事 | 一式 |
| 2) 最初沈殿池施設 | 機械工事（更新） | 一式 |
| 3) 反応タンク施設 | 機械工事（更新） | 一式 |
| 4) 最終沈殿池施設 | 機械工事（更新） | 一式 |
| 5) 受変電施設 | 電気工事（更新） | 一式 |
| 6) 水処理運転操作施設 | 電気工事（更新） | 一式 |
| 7) 水処理計装施設 | 電気工事（更新） | 一式 |
| 8) 監視制御施設 | 電気工事（更新） | 一式 |

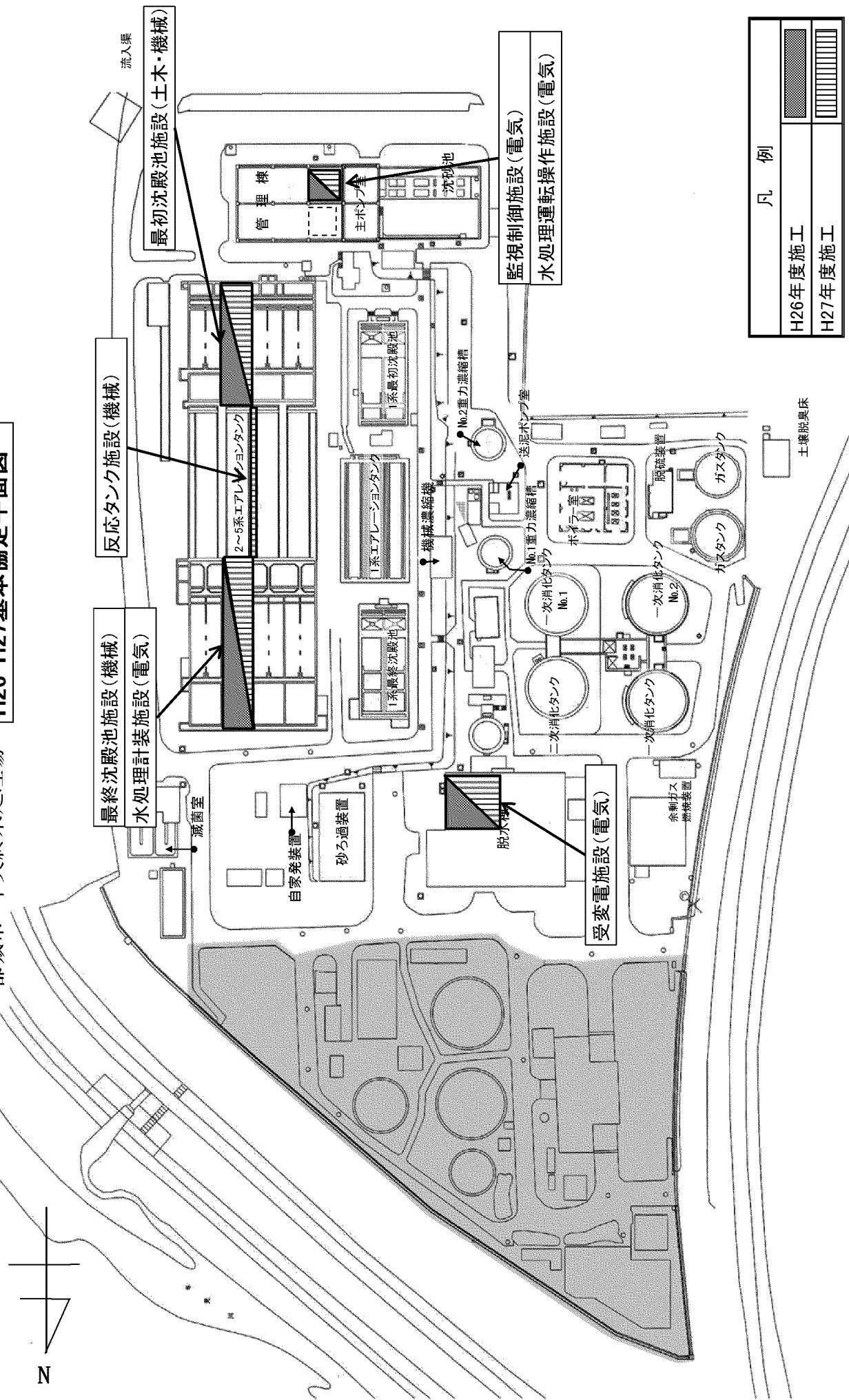
位置図

N
4



都城市 中央終末処理場

H26-H27基本協定平面図



年齢層に応じた防災教育の推進に関する請願書



紹介議員

徳留八郎

黒木優一

音堅良一

佐藤紀子

下山隆史

請願の要旨

今後起こりうる災害に対し、世代を超えて連携した防災活動が展開できるように 全ての小学校中学校で民主団体と協力した防災教育が推進されるようにお願いします。

請願の理由

最近全国でたびたび発生している集中豪雨による土砂災害や水害、あるいは火山噴火による災害に加えて今後おおよそ30年以内と想定されている南海トラフ地震による災害など多くの災害が予想される中、その怖さがまだ市民には実感されていないのが現状です。

都城市内の学校で、過去に宮崎県危機管理課へ依頼され防災教育を受けられたのは有水小学校中学校、沖水小学校、祝吉小学校、笛水小学校、高城中学校などがあります。その全てに県からの派遣講師のサポート役として防災士は関わってきました。受講された一日を通して皆さん意識の高まりはしっかりと伝わってくるのですがまだまだ参加校も少ないですし継続性にも疑問が残ります。

そこで、いつどのような災害に遭遇しても、その時の年齢に応じて的確に対処できるように、全ての学校で、その地区の防災士や消防団など民主団体と協力した適切な防災教育を図ることが大切だと考えられます。

そうすれば災害に遭遇しても年齢に応じた防災活動、ボランティア活動がすみやかに展開できることが期待されます。

以上のとおり地方自治法第124条により請願書を提出します。

平成28年3月8日

請願者

住所 都城市鷹尾1丁目 [REDACTED]
氏名 NPO 法人宮崎県防災士ネットワーク都城支部長
平井 泉 [REDACTED]

都城市議会議長 荒神 稔 様